

令和2年12月定例教育委員会 会議録

12月定例教育委員会を令和2年12月23日（水）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 矢野子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 山本文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
上原子ども未来課長 長谷川指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
第27号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 11月議会について
 - (3) ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付（再支給分））について
 - (4) 子ども読書空間整備記念講演会について
(犬山市教育委員会と犬山ロータリークラブとの共催について)
 - (5) 犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会委員の委嘱について
 - (6) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (7) 「犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル」策定について
 - (8) 1月・2月行事予定表について
 - (9) 不登校状況調査について
 - (10) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教育長:	ただ今より12月定例教育委員会を開催します。

<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆様、おはようございます。2020年、令和2年も間もなく終わろうとしているわけでありまして、今年は本当にコロナに始まってコロナで終わるとい、そんな大変な年だったと思うわけですが、例年ですと年末年始慌ただしい中にも、何かそわそわわくわくするような、そんな時期であるはずなんです、これもコロナのせいでしょうか。季節感も感じられないといったような状況でございます。今日12月23日は、平成の時代ですと、天皇誕生日でお休みという時代だったわけですが、令和では天皇誕生日は2月23日であります。今、昭和天皇の誕生日が昭和の日と呼んで4月29日。できれば平成天皇の誕生日の12月23日も平成の日ということで、お休みにしていただくとありがたいと個人的に思っているわけですが、なかなかそんなことをしていると、何百年後には1年が全部休みになってしまうという状況が生まれてしまうかもしれません。そんなことを感じているところであります。先々週から今週にかけて、市内の小中学生がPCRに回るという状況がほぼ毎日くらい続いております。子ども達の家族が陽性となって、小中学生は、しかし陰性だということで、何とか学校休業することなく、ここまで来られました。これは奇跡と言ってもいいのかもしれませんが、学校や家庭で、感染予防の対策が十分に取られているおかげだろうなということで、ほっとしている状況でございます。また先日は、選管との懇談であります、突然お願い申し上げたにも関わらず、ご出席をいただき大変ありがとうございました。こういった市長部局、或いは選管やら、様々な方面から教育委員会にいろんな要請があるわけでありまして、これはある意味、教育委員会への期待が大きというふうに、良い解釈をしたいなと思っております。今日もたくさん協議事項、連絡事項があるわけでありまして、実のある議論を期待しまして、今年1年を締めくくっていききたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。今、会議録を回わさせていただきますので、ご署名のほうお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">第27号議案</p> <p>第27号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価」について、事務局お願いします。</p>
<p>長瀬課長:</p>	<p>こちらについては、令和元年度の決算の点検・評価報告書になりますので、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、お認めいただいた後は議会に提出するとともに、公表する必要があるからお願いするものです。巻末の45ページ46ページについては、有識者からの意見ということで、引き続き名城大学の笠井教授と、元江南市立古知野中学校長の丸山先生に評価をお願いし、意見をここに載せさせていただいております。説明は以上です。</p>

<p>教育長:</p>	<p>教育委員会の事務の管理執行については、毎年このように点検をなさいます。そしてPDCAサイクルで、この反省がまた次回に活かされるようにということで取られている仕組みであります。ご覧いただきまして、どこからでも結構でありますので、何かご質問になりたいこと或いはご意見等があるようでしたら、ここでお聞きをしたいと思っておりますがいかがでしょうか。特にないですか。これは自己評価及び最終的には外部からの他者評価をいただいているわけでありましてけれども、自己評価をしていく中で、事務局のほうで何かこれについて教育委員さんのご意見をぜひ聞いてみたいとか、もしあれば、ここでお聞きをいただけると思っております。</p>
<p>田中委員:</p>	<p>毎年度これを出していただいて、やはり公共的な市の活動というのは、評価チャートにはめ込んでいくというのは難しいし迷うことだろうと思いつつ、ただ、説明責任と言われるご時世ですので、仕方があるまいということかと思っておりますけど、例えば、31ページの生涯学習ですが、以前社会教育と一般的に言われていた分野で、教育委員会で社会教育の在り方がちゃんと議論ができる場があればといつも思いつつ、なかなか議題として上がってこないもので、こういうもので生涯学習の在り方を教育委員会で今後話し合えればと思いつつ、見させていただきました。例えば、評価チャートの市が実施することの妥当性というところで、「2」という評価は高くないと思っております。そもそも生涯学習とか社会教育は、市民が自発的に行うもの。それを下支えしていく、後押ししていくというのが基本的な趣旨ですので、市が主体的にというより、NPOも盛んにさまざまな団体に取り組まれているので、こういう評価になるのかもしれませんが、ただ質として、市民やNPOの自発性だけではなく、最後の有識者からの意見と重なるのかもしれませんが、ここからは出てこないものであったり、生涯学習という言葉が変わった背景も、市場原理で民間資本で生涯学習というのを進めていこう、ユースキャンとかもそうですけど、ああいうものを含めて、あまり公共事業としてやっていくという観点からは、30年ぐらいただんなくなってきた、国の生涯学習、社会教育の予算もものすごく減って、多分去年ぐらが一番減っている。そのあたり予算がない中で、人員も削減される中で、非常に厳しいとは思いますが、やはり市民やNPOから出てこない、或いは市場原理からは取り残されるもの、且つ必要なものは、まだまだある気はします。例えば今期、個人的に一市民として感じたのは、身近にコロナウイルスに対する情報というのが、マスメディアも知りたいところをなかなか報道してくれてないなというところがすごく強くて、そういうところでも、正しく恐れるというところで、コロナについて学習するような、その時々で市民では難しい、専門的な観点も必要ですし、市場原理でお金を取ってやるものではなくて、全員がやっぱり必要なもの。そういう情報とかは学習対象になると思っておりますけど、そういうところは、何ができるのかというところを教育委員会のほうで扱っていただき</p>

	ながら、来年度に向けて話し合っていたいただければと思います。
教育長:	<p>この定例教の中での議論が、どうしても学校教育に重きが置かれるという状況があるようですけど、今、田中委員のご意見は生涯学習について、この定例教の場で、一度きちんと議論する場を持っていただけるといいなというご意見ご要望と受けとめてよろしいですかね。ありがとうございます。他どうでしょうか。なかなか分量が多いものですから、これを1つ1つについてどうこうというそれまでの時間はないわけでありまして、今後、また定期的に定例教は持たれるわけでありまして、また会議の中でも自由討議というところがありますので、こういった場で取り上げて、議論していただけたらと思っております。</p> <p>この第27号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価」については、特にご異論ございませんか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	<p>協議・連絡に移ります。</p> <p>「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
山本課長:	<p>資料No.1をご覧ください。期間は令和2年1月10日から12月6日承認分です。4件中、学校教育課所管が2件、文化スポーツ課所管が2件。内訳としましては、新規が2件、継続が2件となっております。新規事業の事業内容についてご説明いたします。まず1件目「体幹・かけっこ教室」。こちらは主催が日本トレーニング推進協会です。開催日時は令和3年2月14日日曜日、場所は犬山市体育センターです。内容につきましては、子どもの運動能力向上を目的として、体幹トレーニングを行うというものです。2件目「ぼくのわたしの100年物語～ライフプランで未来はバッチリ！～」というもので、キッズマネースクールオンライン校が実施されます。開催日時としましては、令和3年1月17日日曜日、24日日曜日となっております。こちらはオンラインZoomでの開催となります。内容については、お金の大切さや経済の流れを具体的にイメージしていただく経済教育という観点から、セミナーを行います。参加者につきましては、小学校4年から6年の子どもとその保護者になります。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>後援名義使用を承認した事業は4件ありますが、何かこれについてご意見ご質問があればお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。特によろしいですか。特にないようですので、次に行きたいと思っております。</p> <p>「11月議会」について、事務局お願いします。</p>
中村部長:	説明の内容としては2点ありまして、1点目は、11月定例議会提出

	<p>議案一覧表に基づく提出議案の報告と、もう1つは、一般質問の答弁内容についてでございます。1点目の提出議案一覧の方から説明をさせていただきますが、教育部として直接関係のある議案としては、第93号議案「犬山市遺児手当支給条例の一部改正について」、101号議案「令和2年度犬山市一般会計補正予算」。それから、103号議案「令和2年度犬山市犬山城費特別会計補正予算」。そして、資料の裏面の下のところに、追加議案の一覧を載せています。109、110、111号「財産の取得について」各教材備品その1、その2、その3となっていますが、これがいわゆるギガスクール構想推進に係る大型提示装置、65インチのモニターを小中学校の基本的には各教室に配備するというモニターの備品購入に伴って、議会の議決を必要とすることから、この3つに分けましたのは、中学校と、それから小学校を2つに分けてということで、議案の方を提出させていただきました。戻りますけれども、101号議案の一般会計補正予算につきましては、人件費の補正やら、今年度はコロナの影響で中止にいたしましたマラソン大会の減額補正などを提案し、この議案を含めてすべて原案可決でお認めいただいたところです。それから、先ほど追加でと申し上げた財産の取得についても、ご質問が1件ありましたが、お認めいただいたという結果になりました。これが1つ目の提出議案に関する説明です。2つ目の一般質問の答弁内容につきましては、今回は議員さん19人おみえになって、議長を除く18名の方がご質問をされる中、17人の方、約94%の方がご質問をされました。その中で教育部は、実際に答弁に立った率は28%。先回の9月議会が42%でしたので、教育部としては少ない状況にありましたけれども、お手元にお配りさせていただいている答弁一覧のように、多岐に渡るご質問をいただき、それに応じて対応してご答弁をさせていただいたところです。内容につきましてはあらかじめ資料をお配りしているかと思しますので、詳細の説明は省かせていただいて、何かご質問等あれば、この後、お答えするという形をとらせていただきたいと思います。説明は以上です。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>今、説明があったとおりです。議会に提出された議案の一覧表ですが、今回もそうですが、コロナに携わって補正予算を組むということで、それに対応して市議会でも補正予算をお認めいただくというのは、随分今年度はよくあったなと思います。これだけのものが今回の議会で出された。また一般質問では、これだけの方が教育関係についてご質問をされたということでもあります。全体を通して何かご質問ご意見がもしあるようでしたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>No2の資料の最後のところで、前回の定例教で出された学級編制案が議会に提出されたということだと思いますけど、一応文科省が予算を増やし、おそらく加配の枠を使って学級定数の削減、35人に段階的にしていく状況があつて、文科省でそういう方向性がある中で、犬山の少人数学級、少人数指導をどういうふうにしていくのか。今後の国の状況を</p>

	<p>踏まえながら検討をお願いしますということが、前回奥村委員からありましたし、私も現場の先生がどういうふうな感覚なのか、そういうニュアンスの質問をしたところですが、例えば中学校は文科省から段階的ということで、そこまで示されているわけではないですが、中学校の少人数指導という方針を伺ったところですけど、例えば犬山中39人、東部中の38人。これで現場の先生方は減らさなくて十分ですという意思なのか。基本的に前回確認させていただいたのは、小学校だと思えますけど、30から35人位が適正なんだという現場の意見だというようなお話でしたけども、やはりあの後も帰ってからもずっと、今日も考えていましたが、本当にそうなのか。20人とか30人とか教育的に適正規模かを、先生方が考えているのかというところを確認したくて、要は以前も申し上げましたけど、先進国では20人程度、最大でも25人程度が普通の学級であって、私も学生指導していますので、人数はやはり少ない方が、当然学生の対応もできますし保護者対応もありますし。先生方は30人35人の保護者子どもに十分対応できますということで、そういうふうにおっしゃっているのか、やはり少ないほうがいいに越したことはない気はするんです。いじめの対応もそうですし、不登校の対応もそうですし、やはりクラス人数は基本的なところが少ない方が、本当に手厚い一人一人の教育指導、生活指導もできるだろうと考えるので、その辺り国が少人数化の方針を示していて、それに対して犬山はどうするのかということ、少し教育委員会でも、それよりは基準より質を高めていくという方向で、少人数指導、少人数学級を進めていくのか、国と同じになったからじゃあ何もしませんという話なのか。有り得ない話ですけど、国が仮に20人学級を基本にしましたとした時に、例えば、現場の見解だと30人か35人が教育的に適正なんだから、うちは基準より上げて20人ではなくて30人というのが基本なんだという話になるか。その辺りは犬山市教育委員会として、人数はやはりもっと下げた方がいいのか。予算上の関係でやむを得ないのか。その辺りなぜ30人、犬山中学校であれば40人弱というところが、それでいいのかというのを確認したいと思います。</p>
<p>教育長:</p>	<p>今回、岡議員からも一般質問で、犬山の少人数学級への質問がありました。本当にその直後であります。羽生田文科大臣と麻生財務大臣とのやり取り。小学校については段階的に来年度から、35人学級を一学年ずつ増やしていく。今、国は小1だけですが、小2、小3、456と、5年をかけて小学校全学年を少人数学級つまり35人学級にしていくというような方針が示されたわけです。学校現場とのやりとりで、毎年授業改善犬山プランというのを作成しながら対応しているわけですが、その辺りの今の現状であります。田中委員からのご質問に対して何かいいですか。</p>
<p>神谷主幹:</p>	<p>学校がどう感じているかということですので、これから県の動きもまだわからないところがありますので、学校の状況も聞きながら、ご指摘</p>

	<p>のようなご意見もないことはないですので、聞き取りながら、今後の犬山の教育委員会としての方針を定めていくところだというのは、この間、事務局の中ではすでに話を始めているところです。ですから、これから聞き取りをしてというところだと思っています。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>一度教育委員会でも、こういったことについて協議をする必要があると思っています。ただ、かつては30人程度ということで、少人数学級を進めてきましたけれども、余りにも対象になる学年学級が多すぎるんですね。例えば来年度に向けても、35人学級を考えた時には、ほぼ11学級ありました。じゃあ30人学級を考えたらどれだけの学級があるか。30学級あるんです。ということは予算が3倍かかるということなんですね。そういったことも考えて、だんだんその30から35という数が時によって変動しているというか、上手く使い分けているというかと非常にいやらしいんですけれども、現実にはそういうところがあります。小学校は1学級増やせば、担任1人の持ち時間が多くなっていくだけで済んでいきますが、中学校は多くの教科が3時間から4時間増えていくんです。今、例えば、犬山中学校の2年生3年生の子がまさに、もう1学級増やした方がいいだろうという感覚になるんです。国語も4時間、数学4時間、例えば社会は3時間、理科は3時間、英語は4時間というふうになってきますと、1つの学級を別々の先生が見るわけにいかないものですから、1人の先生が1つの学級を担当すると、当然ながら、4時間ですと4時間分ある先生が多い。そういったやりとりをしていくと、中学校現場は1学級増やすのは返って負担が大きいと。それであれば、むしろ少人数学級の方策を選ぶよりは、少人数授業で対応した方が、学校経営もやりやすいし、効果も上がっているんで、今、中学校については少人数授業、小学校は少人数学級とシフトを向けているところがありますけれども。今これ、国が、中学校はその次にして、まずは小学校の全学年という、これについては犬山のあくまでも手段ではありますけど、犬山の大きな施策のひとつでありますので、一度教育委員会の場でも、議論をする必要があると感じています。他どうでしょう。</p>
<p>小倉委員:</p>	<p>先生の力量によって35人は余裕で見られる人もいれば、25人でも一杯一杯の方もいらっしゃるけどどこかで分かりやすくするために、35人学級、30人学級ということで、ライン引をされるのだと思います。併せてですけど、見学に行った時、若い先生が多いですとか、ベテランが多いですというお話を伺うので、先生の経験年数と力量はイコールではないですけど、こちらの方も併せてみるのが出来たらいいなと思いました。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>たとえ学級集団が何人であろうと、それなりの実力を備えた教員であれば対応できるだろう。そういった部分も確かにあると思います。だから、やはり先生方の力を高めていく。これはやっぱり大きな問題がある。取り組まなければならないことだと思います。他どうでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。次へ行きます。</p>

	「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付（再支給分））」について、事務局をお願いします。
上原課長：	<p>こちらは新型コロナウイルス感染症関係の、国の施策に基づくものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事をひとりで担う低所得者のひとり親世帯に対しまして、特に大きな困難が生じているということ踏まえ、前回令和2年6月定例議会で可決していただきまして、すでにひとり親世帯特別給付金ということで支給をさせていただいているところでございます。今回は、更にひとり親家庭がコロナの関係で非正規雇用労働者の割合が高く賃金が少ないなど、もともと経済的にも厳しい状況にあるひとり親世帯の方につきまして、年末年始に向け、ひとり親世帯に特別給付金を再支給分という形で、国の施策として打ち出されたものでございます。資料にございます1番が支給対象者、そして2番、支給額でございます。こちらは前回と同様1世帯当たり5万円。同じ世帯で第2子以降につきましては1人につき3万円ということで、支給額のほうを決定されております。裏面をご覧ください。給付金の支給手続きでございます。こちら国につきましては、今年12月をめどに行うということで、令和2年12月1日時点で既に支給を受けていらっしゃる方は、可能な限り年内に支給をするようにということに基づきまして、当市におきましては、申請不要の方につきましては、明日12月24日に指定の口座へ振り込みをするよう進めさせていただいているところでございます。ただし、現在もひとり親家庭の申請をされている方も、今後も対象になって参りますので、申請の期限は2月末を設定させていただいておりますが、このような形で進めており、第1回を明日支給させていただくということで、報告をさせていただきます。説明は以上です。</p>
教 育 長：	<p>これもコロナ対策でありまして、ひとり親家庭というのは共働き家庭に比べて収入が少ないということで、国が追加支援策ということで対応したものです。今、説明があった通りでありますけど、これについて何かご意見ご質問がもしあればお伺いします。</p>
堀 委 員：	<p>全てのひとり親家庭がいただけるわけではない。そうするとこの条件を満たす方は、大体どれくらいの割合になりますか。</p>
上原課長：	<p>ひとり親全ての方が、この対象になるわけではございません。いわゆる子どもを監護されている方の所得に応じて、一定の所得以下の方がまず児童扶養手当という国の手当を受けられます。その児童扶養手当を受けていらっしゃる方が対象になりますので、高所得の方については児童扶養手当の対象はなりませんので、全てのひとり親というものではございません。大体どのぐらいかということですが、割合という形では出しておりませんが、今現在、今回この12月にお支払いをさせていただく、いわゆる児童扶養手当をもらっていらっしゃる方の再支給分という形で把握しておりますのが、世帯数としては441世帯、子どもにしますと、659名の児童数に対しての支給という形で、今回2900万円弱</p>

	をまず明日お支払いをさせていただきます。この441世帯というのは、いわゆる児童扶養手当、所得の制限のあるひとり親世帯の方で、対象となる方ということです。
教育長:	他どうでしょうか。特によろしいですか。では次にいきます。「子ども読書空間整備記念講演会」について、事務局お願いします。
山本課長:	資料No.4、(案)となっておりますが、子ども読書空間整備記念講演。演題としまして「子どもの読解力を育てるために図書館ができること」ということで、ちらし仕立てになっておりますけれども、主催犬山ロータリークラブ、それから犬山市教育委員会ということで、共催のような形を取っております。こちらについて今回定例教育委員会で、共催という形でこの講演会を実施していいかということをご協議いただきたいということでございます。共催という形で今進めているところですが、その経緯をご説明させていただきますと、令和2年10月26日付で、子ども読書空間のオープンを記念して、犬山ロータリークラブから寄附採納願いが提出されたわけでございます。子ども読書空間は、来年の3月に図書館の2階の展示室だった場所を、子どもの読書活動を推進する空間として、図書3000冊を配架し読書キャンプをテーマに、子どもと保護者が本に親しむ場所としてオープンするものでございます。このオープンに先立ちまして、犬山ロータリークラブより本のお金として現金100万円と、オープンに際して記念講演会を実施したらどうかということで、今回、講師赤木かん子先生、児童文学評論家の方で本の探偵として子どもの本や文化の紹介をされている方ですけど、この先生をお呼びする講演会を企画しようということになりました。その中でこの講師料について寄附をしたいとお申し出があり、非常にいい内容のものでありますので、ぜひ犬山市教育委員会として共催をお願いできないかということで依頼がありましたので、この場でご協議いただきたいという趣旨でございます。説明は以上です。
教育長:	今説明があったとおりです。図書館の2階、かつては教育委員会の事務局がございました。今はすっかりリニューアルされて、本当に見違えるような状況になっています。来年の2月に工事が完了し、3月末から供用開始で、また一度ご覧をいただく機会を作りたいなと思っています。これに際して、ロータリークラブから多額のご寄附をいただいた。そのご寄附いただいたお金と同時にロータリークラブからこういった講演会をというような話があったようですので、通常ですと後援ということで、後援名義使用の許可のご協議をいただくわけですが、今回の場合、ロータリークラブと教育委員会が共催という形での会を催したいという提案であります。決して悪いことではないですし、ロータリークラブも、利益を目的とした組織ではないですよ。奉仕団体でありますので、そんなことを思うわけであります。いろいろ考えがありますので、これについて、ご異論があるようでしたらお聞きしたいと思います。
教育長職務	異論ではなく、今、犬山市として読解力向上を進めている中で、こう

代理者：	<p>いう素晴らしい先生に講演していただけるのは非常にありがたいことだと思います。また、講師の方の了解も必要かもしれませんが、こういうコロナの中なので、この講演をズームで配信していただくようなことができれば、通常よりも多くの方に犬山市の図書館のことで、読解力のことを理解いただけるのかなと思いました。</p>
教育長：	<p>今の委員の意見ですけど、ズーム配信というのは考えていますか。</p>
山本課長：	<p>今のところは実施しない方向でおりますけれども、今委員から意見をいただきましたので、実施可能かどうかも含めて検討させてください。</p>
教育長：	<p>もし可能であれば、そういう方法も検討するが、ひょっとしたら難しいかもしれない。その時にはできないということです。他どうでしょう。</p>
田中委員：	<p>広報を幅広くされるといいと思います。せっかくやることですし、オンラインで広い参加ができるといいと思います。もう1点確認ですが、この共催は議会の承認も必要なものですか。どういうプロセスで共催の手続きするのか、参考までにお聞きしたいです。</p>
山本課長：	<p>今回、教育委員会への共催ということですので、この場でお諮りいただいてお決めいただきたいというところでございます。犬山市へ共催の依頼があった場合は、現状ですと市長までの決裁行為という形で、共催する、しないは決めていくものです。議会の承認を得るものではございません。</p>
教育長：	<p>これについては議会ではなくて、この教育委員会の場で決定ができるということです。それからもう1つご意見として、定員が100名で少ないものだから、それこそもっと希望される方については、オンラインでも、奥村委員のご意見に同調されて、できれば、そういった方法も考えていただきたいということです。他よろしいでしょうか。ありがとうございます。これについてはお認めいただいたと確認したいと思います。ロータリークラブと共催したこういった会を持つことについて、賛成の方は挙手をお願いしますか。はい、全員賛成ということで、この場でご決議をいただいたことを確認しておきたいと思います。では次行きます。</p> <p>「犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会委員の委嘱」について、事務局お願いします。</p>
山本課長：	<p>資料No.5をご覧ください。この委員を委嘱しますのは、犬山市体育館のネーミングライツにかかる契約期間が、令和2年度末に満了することに伴い、次期の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項について審議するために、附属機関を設置するものでございます。現在、犬山市体育館には愛称エナジーサポートアリーナという名前がついておりまして、契約者についてはエナジーサポート株式会社が、契約金額年額税抜き120万円で契約をいただいているものでございます。今回この委員の委嘱期間は、令和2年12月17日第1回会議開催日から審議終了までとなっております。委員の人数は7名でございま</p>

	<p>す。設置根拠につきましては、犬山市附属機関設置条例です。組織については、犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会規則がございまして、この第2条の第1号から第5号までに掲げるものの中から選定をするものでございます。現状についての補足をさせていただきますけど、現契約者でありますエナジーサポート株式会社は、契約の継続を希望した場合は、優先交渉権が付与されるということでございまして、すでに第1回の会議については終わっております、要綱等策定しまして現時点の契約者でありますエナジーサポート株式会社に打診をしております、次期の契約の希望があるかどうかというところを確認しているところでございます。</p>
教育長:	<p>何かこれに対してご意見ご要望等がもしあれば、お伺いしたいと思えますがいかがでしょうか。年明け早々また第2回が持たれて、正式に決定をしていくという手順になっています。特によろしいですか。ないようですので次へいきます。</p> <p>「令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>No.6の資料をお願いします。今月の認定についてです。申請の方が5名。内認定を5名させていただきました。内訳としては認定児童生徒数8名で、1番下の集計表の精査日12月23日の列をご覧ください。小学校の準要保護の子が7名、中学校の準要保護の子が1名ということで、合計8名になっています。また認定率については右端の方に小学校中学校及び総合計でパーセントを表示していますのでよろしくをお願いします。</p>
教育長:	<p>今説明があったとおりですけれども、特にこれについてはよろしいですか。はい、ありがとうございます。次にいきます。</p> <p>「犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル」策定について、事務局お願いします。</p>
神谷主幹:	<p>資料No.7をご覧ください。チェックシートの方は、前回もご検討いただき、検討委員会、校長会も何度かその場で何とか検討して参りまして、このように確定をしてきました。前回と違うところにアンダーラインをしてあります。検討委員会、校長会以外にも、12月11日PTAの会長会がありました。その中でご審議をいただいたわけではないですけども、現在このようにして進めていますということで、お話をしています。以上です。</p>
教育長:	<p>このところ新聞、或いはテレビでも、教職員がわいせつ行為等による懲戒処分を受けたということが、毎日のように報道されているわけがありますけれども、犬山ではそういったことを起こさないように、こういった対策を取っていきたいということで、今、進めているわけでありませう。これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。</p>
教育長職務	<p>このようなチェックシートを新たに作るということは、他市町、他県</p>

<p>代理者：</p>	<p>では事例はありますでしょうか。一般企業では、なかなかこういったものではなくて、服務規定等でとどまっているものだと思います。例えば市役所の中では、こういったものはあるのでしょうか。私はここまでする必要があるのでどうか疑問に思いました。学校の教育現場というのは、先生自身が道德教育を教える立場です。そういう立場でありながら、こういう制度というかチェックシートでがんじがらめになっていくと、いろいろな多様化した考えがなくなり、決めつけたような考えを教えてしまうのではないかということ、私は危惧してしまいます。先生1人1人の多様性が無くなってしまわないかと思えます。1つ伺いたいの、ここまで来る中で校長会等で、そういったような、これ自体に対しての是非というか、ここまではできませんとかできるのかという意見があったのか、現場の意見をお聞かせいただければと思います。</p>
<p>教育長：</p>	<p>ご質問とご意見があったと思います。ご質問は他市町、他都道府県の様子で、こういったものを作っているところがあるかどうかということも含めて、犬山市にはこういったものがあるかどうかということ。それから校長会とのやりとりがあつて、こういったものが策定されていますが、学校現場の校長会の反応はどうかというご質問だと思います。ご意見はこういったことがあると先生達がちょっと縮まってしまうのではないかというものです。</p>
<p>神谷主幹：</p>	<p>ここにある内容は、信用される者として必ず必要なものに絞られていますので、これがあるからゆとりを失うとか、そういうものではなくて、必ず守らなければいけない内容だと思っています。それは学校も共有しています。ただ、これを作業ベースにした時に、毎日するのか、毎週するのか、全ページをするのか、その辺は議論になりました。そこについては前回お話したように、職員会議等の会議は月1ありますので、その最後、或いは冒頭で、今回はこの3ページの体罰についてみんなでやってみようかというようなやり方をするという案になっています。もちろんそれ以外の方法を取られるところもあります。そういうことで、作業ベースの負担は減らそうとしています。自分の行動を振り返ってみる。それから行動を確認するという意味では、大変必要なものではないかなと思っています。また、これを外部にお示しすることによって、確固たる決意を示すことになると、私は思っています。学校もそう感じていると思います。ご質問についてですけども、他市町にあるか。愛知県がこれを持っています。ただ、ここまでのボリュームではありません。いろんな項目が混ぜられて、1枚になっているというチェックシートを愛知県は作っています。それから、他市町、この近隣では見たことがありませんが、他県ではこういうものを用意しているところがありましたので、それらを参考にさせていただきました。</p>
<p>長瀬課長：</p>	<p>市役所の方は、例えば近隣ですと、2、3年前に小牧市の職員の方が自殺をして、上司にパワハラを受けたという事例があったと思います。その辺りからハラスメントシートというものを、管理職以上、課長補佐、</p>

	<p>課長、部長に、半年に1回ぐらいやりなさいという指示が来ます。今は、確か統括主査以上に変わったと思います。もう1つ、ここの中のチェックシートにある個人情報の保護については、全庁的に全職員対象に大体1時間ぐらいかかるeラーニングを各自がやりなさいということで、現在は取り組んでいます。それから交通事故とか飲酒運転については、日頃から啓発をされていて、公用車を運転して出ていくので、事故がある毎に注意しなさいという喚起はありますが、こういうチェックシートはないと思います。</p>
神谷主幹：	<p>加えて校長会での様子は、これらのものを提案した時の抵抗感はあったと私は感じました。必要感ももちろんありました。そこで詰めてきたのが大きな会で言えば4回。その4回の中の検討も踏まえては、これは必要であり、そういった運用であるならば、学校の業務の運用の中でやっていけるだろうということで、今整理をしているところです。</p>
教育長職務代理者：	<p>これは、学校が行うだけで教育委員会ではやらないのですか。僕の感じでは、自分達はやらないけどあなた達はやりなさいというのはどうかと思いました。</p>
教育長：	<p>県費負担教職員の服務監督権は犬山市の教育委員会にあります。ですから、先生方のこういった不祥事については、大元の責任は教育委員会が持たなければいけない。ですから、これを作成するには、教育委員会が一方的に作ったのではなくて、校長会とのやりとりで合意を求めてそういうものを作りました。犬山市の先生方は気を付けて勤務をしてくださいというものだとは私は理解しています。当然ながら、児童生徒が身近にいて、被害者もその生徒になる可能性があるからですけど、特に一番多いのは、やはり体をさわるという行為らしいですね。だけど、先生方は無意識のうちに子どもの体に触ってしまうことがあるんです。変な意味ではなくても、例えば僕らでも水泳の授業をやってきて、頭を下げると浮くのですが、浮かないので足にお腹を乗せて泳げるようにしたこともあるのですが、今、もしそんなことをやったら、また問題にされることはあると思います。そういったことがちょくちょく学校現場ではありうるものですから、もう本当に十分注意をし過ぎても、し過ぎることはないだろうなと思っています。また先日どこかの高校で、コロナのPCRに回った子が登校してきたら、お前が来たからマスクをしようということで、これも大きな問題になったんですよね。だから学校現場というのは、どうしてもそういった場になりやすいところがありますので、注意し過ぎることはないだろうという思いを持って、こういったものが作成をされていくとご理解をいただけるかなと思います。よろしいですか。</p>
田中委員：	<p>先ほど、校長会から抵抗感があったというお話でしたが、どういう意見が出たか具体的に教えていただきたいです。あと参考までに、奥村委員がご覧になって現場が萎縮するようなどいうのは、例えば、具体的に設問でこの項目はという話なのか、どうしてそのように現場に対して影</p>

	響を与えるとお考えになったのかお聞きしたいです。
教育長:	教育委員さん同士で教育委員さんの発言に対して質問というのは、今までになかったケースでありますけど、こういった議論があると面白いなと思います。それとは別に、校長会ではどんな抵抗をするような感触があったのかというご質問についてお願いします。
神谷主幹:	やはり、させることによって、信頼関係を損ねてしまうようなことが、いつも私たちを疑っているのかとか、そういう目で見ていいのかというふうに捉えられてしまうと心外だし、その後、進めにくくなるというような話がありました。
教育長:	今の話ですが、これを校長がやると、校長さんが自分のことを信頼してないかという受け止め方をする先生が中にはいるのではないかなということですが、ですからさっき言ったように、県費負担の教職員の服務監督権は犬山市の教育委員会にある。だから教育委員会の依頼でやってもらうということであれば、校長と先生方の信頼関係が揺らぐことはないだろうということです。では、先ほどの奥村委員に対しての質問についてお願いします。
教育長職務代理者:	通常ここまでの細かい内容のチェックは、作業マニュアルぐらいの内容だと思うので、ここまでのことを制限されるというのは、例えばこの中に「ちゃん付けで呼んだり、ニックネームで呼んだりすることもセクハラにあたる場合がある」とあります。授業づくりで、そういう先生であれば即アウト。今の世の中、そういうふうに何とかさんと呼びなさいという、そういう方向もあるのですが、これは人によって多種多様に、いわゆる1人1人誰も取りこぼさずにいく教育の中では、この中には当てはまらないような教育の仕方もあるのではないかと。例えば児童生徒の私的な理由による電話やメールのやりとりをしていないという、この私的というのも、どこまでが入るのかと思います。それから先生の中で、これだけの制限をされた時に、とても苦しくなってしまう方もいるのではないかと。もうこれでは出来ませんという職員の方がいらっしゃると、自由に活発な授業づくりというのが、無くなってしまうのではないかと。道徳の授業のいい悪いということの悪いということ、文書化されたというような感じであって、人によってはいい悪いということもあるよというのが道徳の勉強の中の教えでもあったりすると思うので、そんな中で気になる場所でした。
教育長:	田中委員いいですか。
田中委員:	先ほど例に上げていただいたわいせつ行為・セクハラの項目の「ちゃん付けの話」というのは、20年前に教育学を勉強している生徒は、既に共通認識になっていて、例えばほとんどの方に、「カレー好きなんですよ」と言うのがハラスメントだというそういう理解が当時あって、そうなんだ、当時はちゃん付けでもだめなんだなと思いましたけど、当然これは場合があるので、一律に駄目と言っている表現じゃないところ

も、そこは気は使われていると思います。ただ原則の理解が必要なわけで、当然例外もあり得るのですが、それこそ、こういう設問があった時に、こういう場合はどうなのかというのを、教職員間で議論することを、議論の発生するきっかけづくりとして、このようなベースがあることが重要なのかなど、私は前向きに捉えていまして、自由を理解する必要があるからこそ、どこまでが自由で、大方の子ども達にとってはそれハラスメントだと思わないかもしれないけど、それが1人でもいれば、いじめと同じで、受け手がそう感じればそれはもうわいせつでありセクハラである場合があるわけですから、しかも学校の価値観は、やはり社会の一般常識に比べて先進的でなければならぬし、マイノリティに対して敏感でなければならぬと思います。注意喚起というのは、まだまだ学校の教職員には必要で、啓発していく必要があると思います。研究者も、基本的に信頼されていない前提で、毎年毎年こういう研修があるんですけど、やはり、それは1年に1回必要なんだろうなと個人的には思うので、そんなことはわかっていますということであってもやるという、そういうことも大事なのではないかという気がします。結局その運用の仕方ですけども、校長会のほうから、信頼関係を損なうのではないかというのは、それは、そうではない方法でちゃんと示す。それを考えるのが管理者でしょと思うので、これは公務員としての厳しさというか、信頼がすべてですので、信頼を得ることが公務員の職務ですので、そのためにこういうことをしっかりやっているんだ。それは保護者に対しても子どもに対しても、オープンに出していくべきだと思いますし、その運用の仕方というところで、学校現場でこれをもとにリードするというところもあっていいと思うし、先生版道徳の授業といいますか。やはりここはもう少し表現を変えた方がいいのではないかというのが現場から出れば、これは直していく。これが決定版ということではなくて、毎年度必要があれば反映していく方がいいのではないか。そういうことで、ルーティン化して形式化しないような形でということと言うと、まずこれをベースに進めていくのは私は賛成です。

教育長:

今、田中委員からもお話ありましたが、この表紙を見ていただきますと、「信頼される学校づくりを職場の力で」。信頼される学校づくりのためのひとつの策であります。たまたまよくわかる例で、4ページのわいせつ行為・セクハラ(対児童生徒)という項目に14項目ありますが、ひとつひとつ読んでいただくと、おかしなことは1つも出てない。多分当たり前のことが出ていると思うんです。これは自分自身を律することはもちろんでありますけど、同僚達がきちっと遵守してるかということも、先生同士でチェックをし合うことが大事だと思うんですね。それともう1つ大事なのは、学校内で性被害に遭うのは、一般的に教職員が加害者であり、児童生徒が被害者になるケースが多いんです。子ども達がこういったことはいけないんだということを、子ども達自身が知ること、これも大事ではないかなということも現実的にはあるんです。だか

	<p>ら単にこれは作って終わりではなくて、先生方が知る、保護者も知る、子どもも知る。みんなが知った上で、こういった行為を先生達は慎むように、そして信頼される学校づくりを目指していくうえで大きな意味があります。これで返って先生方の行動を萎縮するようではいけないわけですが、逆にこういったことがわかった上であれば、最終的にはここからはいけない、ここまではいいということで、もっともっと伸び伸びと仕事がしていただけるのではないかなと、逆の考え方もないわけではないです。これについて何か他にありましたら。</p>
堀 委員:	<p>すごく量が多いので、いいかなと思ったのですが、今いろいろなお話を聞いて、ああそうかと思いました。やはりできているかできていないかということと、こういうことに気を付けなければいけないんだなということを再確認するためには、必要なかなと思いました。わいせつ行為・セクハラの5ページのところで、「この程度のことは、相手も許容するだろうと勝手な憶測をしたり、自分は相手との信頼関係ができていると独りよがりの思い込みをしていないか、いつも気を付けている」。これは自分ではわからないことですよ。だから、こういうような項目をやる時に、みんなで話し合うということはどうもできないかもしれないですけども、もし私がこういうことをいつもやっていて気が付かないとしたら、その人が気付くようにできるような、そんなことができるというのをすごく思いました。</p>
教 育 長:	<p>私も日常生活の中で、女性にふとかけた言葉が、周りの方からそれはセクハラだよ言われたことがありますけれども、その時にあっと気付いて、これはいけないと、これから気をつけようと思いました。そういうためのものでもあるということです。他にどうでしょうか。</p>
小倉委員:	<p>私はこの前これをもって、具現化されて整理をされてわかりやすくされたんだとすごく感じて、いいと思います。私が思うのは、これだと自分が出来ている、出来ていないとチェックして、チェックが終わったらこれ守ろうねというふうに終わるだけではなくて、これの中でいろいろお話ができたらいいな、先生達が月に30分でもいいので、今日は体罰についてちょっと考えみようかとか、そんな時間を持てたらいいなと思いました。私が言葉の暴力は体罰になるのかなというので、これを見て考えて、ネットで体罰を検索したら、この範囲は体罰にあたる。やってはいけない体罰の例として、本当に現場にあるような出来事が事例として上がっていて、その下に、この範囲は許せる範囲というので、こういうところは体罰に見えるけど体罰でないとか、いろんな具体的な例が出ていて、それを自分達の現場に置き換えて、この前こんなことがあったけどこれは体罰かなと疑問に思っている先生が投げかけて、それはいけないだろうとか、同じ職場で子どもの顔がわかる場所でお話ができるのも、先生達の技量をアップしていくところだったり、自分がいいと思っていたことが、いけないという意見もあるんだと、そこで埋め合わせもできるのかなと思いました。なので、体罰のこの1ページだけじ</p>

	<p>やなくて、体罰の中のやってはいけない言葉について考えようとか、この範囲を考えようとか、1つ掘り下げて、その1つにみんなが意見を出し合ったら、もっともってこれがいい表現になったり、目安になったりするのではないかなと思いました。公務員として、特別な面というのはすごくあると思います。学校現場だけではなくて他の児童センターとか幼稚園とかでも、いろんなお金の管理の中でトラブルがあるので、お金もできるだけ現金を現場で扱わないようにしよう。そのためにこういう方策をしようと考えてくださっていると思うのですが、それぞれに合った対応もこの中から見つけていってもらったらいいいと思います。ある意味テキストとして、活用できるのではないかなと思いました。</p>
教育長:	<p>知っていてやるのは明らかに犯罪であります。知らずにやっても犯罪になるんですね。だけど知らずにやってしまうということがないように、やっぱりこれはいけないことだよということを、どこかで学ぶ場面が必要になる。1つの学ぶ場面というのが、これではないかなと思います。またこれが全部、毎回毎回こんなにたくさんの項目を扱えるわけがないと思います。年度の初めにはある程度のことはやっても、その後例えば月に1度の職員会議とか、何かの折に今日はこのことについて10分、或いは30分、先生達で話し合おう。それでもいいと思います。先生方にこうしたことはいけないことだと知っていただくきっかけにさせていただくといいと思います。</p>
木澤委員:	<p>今お聞きしていて、やはりこれが絵にかいた餅だけに終わってはいけないと思って、見させていただいて本当にたくさんだという実感でした。これをやった後のことの方がずっと大事だなと思うことと、出来れば1つの事例を、例えば何か起きた時にそれを題材にして、その人をどうこうするのではなくて、その学年なりで、子どもさんも親さんもみんなわかっている先生方が共有して話すことって大事だと思います。片側だけの意見を聞いているとすごく正しいように思っても、相手方のことを聞いてみるとそうでないことが、結構今までの経験があるので、出来れば事例を基にして、事例が起きた時に、そのことについてどこにあたるんだろうと皆で検証すると、生きたチェックシートになるのではないかなと思いました。</p>
教育長:	<p>チェックして終わりではなくて、常にチェックをしながら、ひよっとしてこれに触れるような行為があれば、具体的に出し合ってみんなで学び合える。そんな活用の仕方がされればいいなというご意見です。他どうでしょうか。これは今のところ、最終的には2月ぐらいにできる予定で進めております。また何かありましたら後日でもお聞きしますので、よろしく願います。では次へいきます。</p> <p>「1月2月の行事予定表」について、事務局願います。</p>
長谷川主事:	<p>資料No.8をご覧ください。1月7日木曜日ですが、小中学校授業開始給食開始、それから幼稚園3学期始業式となっております。8日金曜日、幼稚園給食開始となっております。1月の後半から2月の中旬にかけて</p>

	<p>ですが、1日体験入学、それから入学説明会、授業参観等が入っております。中学校におきましては、学年末テストと私立入試が入っております。それからその他の学校教育課それからその他の課の各行事につきましては、現段階で中止とわかっているものについては、中止と表記してあります。1月の定例教ですが1月27日水曜日、それから2月の定例教につきましては2月24日水曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
教育長:	<p>子ども大学の活動成果発表会は中止となっておりますが、何か他の形でやるということはないですか。</p>
山本課長:	<p>活動成果発表会については特に行いませんが、入学式の際はオンライン発信という形でさせていただきました。市民総合大学の講演会は3月にございですが、オンラインを通じて行います。</p>
教育長:	<p>1月2月の行事計画について、何かご意見ご質問はございませんか。特にないようですので、次へいきます。 「不登校状況調査」について、事務局お願いします。</p>
神谷主幹:	<p>資料No.9と、本日追加でお渡ししました資料をご覧ください。前回奥村委員から、不登校の児童生徒の情報ということで、どのようなものをどのような方法でお伝えするのがいいのか、今後のことも含めてご協議いただきたいと思います。教育委員さん達にお伝えするものは何がいいのか、決めあぐねましたので、ご協議いただいて、こういったものが欲しいのかを、今日でなくてもいいので、これから継続的にご協議いただいて、どんなものを資料としてお伝えすれば、我々の施策に有効に活用できるのかということを探っていきたいと思って、今日はとりあえず2つ出してみました。まず1つは、No.9と書いてあるものです。過去からの不登校児童生徒数の出現率を示したものです。実線が犬山市ですので、小学校中学校ともに、平成22、23年辺りから県国の平均を超えてきています。そしてずっと県国も右肩上がりですけども、他の市町と同じように犬山市も右肩上がりという経緯をたどっています。昨年度、中学校ではここ数年右肩上がりであることが多かったのですが、少し下がりました。我々はこの原因をまだ掴めていませんが、何かしたかというところ、し始めています。今までと変わった方法として行っていることがいくつかあって、それらのことが効果を上げてきているのかもしれないと、今、分析をしているところです。ただ、もう1つの資料を見ていただくとわかりますが、現状はこのようにして把握しています。今日お話ししたばかりですので、ゆっくり見ていただく時間はないんですけども、記入例を見ていただきますと、名前とその月の欠席日数、その年の累計です。ですから、令和2年度において犬山太郎君は、今月の報告では10日休んで累計35となり、理由は何かというと、A B C Dで括って分けています。会えない、生存確認ができていないことが問題になりますので、生存確認ができていない子は星印がつきません。でも生存確認が1週間以上できていない、面会できていないというものには星印がつき</p>

	<p>ます。そして、一番最後に会えたのはいつなのかを記入することになります、これが12月の報告だとすると、大松三郎君は7月30日に、面談ができていますので、つまりは5ヶ月ぐらい会えていない。生きてるかどうかがわからない。ただ学校も手をこまねいているわけではなく、保護者との連絡を取って、どんな状況ですかというのはやりとりできていますので、親と会えてないというケースはないのですが、原則、保護者とか家族を介さず学校が確認できたら、例えば、塾の先生であったり、お医者さんであったりというケースもありました。或いは塾へ向かっているという様子を、教頭が車の中で確認したなどというようなケースもありました。そういうふうに、名前を追っていつています。裏面をご覧ください。これが実際のある学校の報告です。中学校ですけれども、3年生が大変多い状況です。ここで見ていただきたいのは、年度の途中で、この子たちの何日休んだかという一覧表を出したものが、実効的な資料になるかという、そうではないと今私たちは考えています。しかも、この3年生が抜けるとこれだけの子が抜けて、次の一年生の子が6年生から計算していくと、ここまで多くなるとすると、見せかけの数字はぐっと下がることとなります。学年によって違いが出てきます。それは、学校の指導力から生まれてくるものなのか、その学年の子たちの、ここまでの生育歴の特徴なのかわからないところがあります。ですから、これらのものを毎月出すことによって、何か見えてくるものがあるかという、なかなか難しいかなと思っています。では、どんなものを出したらいいのかというのが決めあぐねましたので、今日こういう提案になりました。どんなものがあると良い施策に繋がる検討資料となるのかを、ご協議いただいたらと思って持って参りました。以上です。</p>
<p>教育長：</p>	<p>前回の奥村委員からのご意見に基づいて、神谷主幹、頭をひねって時間と労力を費やして、こういった資料を出してくれたわけですが、資料を作って出すのはいいんだけど、本当にこれがご要望のあったものに答えられている資料がどうかということが、多分作っていく段階でちょっと不安になったということで、こういったことがお知りになりたいのかということだと思います。実際にどのようにお感じになられたでしょうか。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p>非常にご苦労いただきまして、ありがとうございます。素晴らしい内容の資料だと思います。なかなか不登校の定義というのが年間でしか見えてないので、やはりいろんな資料をみても、1年の推移という資料しか出ていないので、さらに一歩踏み込んだこういった資料をいただけたのは、実際の不登校の子に対して、ちゃんと拾えているという確認が取れたのは感謝いたしております。犬山市の先生方の指導は素晴らしいと感じたのは、事前にこの子が不登校になるであろうという予測のもとで、下支えしていただいているというようなところが、この資料でしっかりと読み取れるので、非常に有り難いです。毎月ではないけれども、ある程度の定期的なところで、こういったような資料を出していただける</p>

	と、僕は生存確認等と踏まえて、ちゃんと確認できていいと思いますが、これ大変なんですか。
神谷主幹:	楽ではありません。でもこれは学校に提出させています。僕1人でやっているわけではないので、14分散はされていますが。これは毎月提出してもらっているものなので、我々はこれを基にして、確認をし、生存確認ができてないものはどうしてかという理由を確認する。それから、3枚目は昨年度の不登校の児童生徒です。昨年度の結果から、およそこういったこの子達は、次もこうなるだろうという予測が立つので、2年度に名前がない子は、いい方向に動いているならばいいんだけど、もしかするとまた戻ってしまうかもしれないという、その確認に使っています。毎月出してもらっていますので、そういった点はいいんですけど、ご協議いただきたいのは、これを毎月皆様に見えないようにして出すことによって、効果的な資料となるかどうかということなんです。はたまた、これの中のここを切り取ると効果的な、例えば考えたのは、月ごとに集計してこういうものを出したとすると、何月はそういう子が多くなるとか、何月からそういうことが始まるかとか、出るのかもしれないですけども、その作業量は結構大きくなります。と思うと、どんな資料がいいか結論わからなかったということです。
教育長:	だから、これが一番良いというものがわからないということだけど、4月に何日欠席。5月に何日欠席。最終的に30を超えたら不登校というカウントがされている。だから最後は30を超えた児童生徒が何人ということで、このようにまとめられていますけど、実際はこうやってみていくと、毎月例えば3日ぐらい休んでいくと最終的に30を超えて、たまに休んでいたようだけど、結果的に不登校になる子もいる。なかなか見えて見えない部分があります。
教育長職務代理者:	伺いたいのは、3年生が圧倒的に多いですか。令和元年度も3年生が圧倒的に多くて、令和2年度もやはり3年生が多いというのは、1、2年生よりも3年生になってから不登校になるケースが多いですか。
神谷主幹:	そうではありません。この3年生の子たちは見ていただいてわかるように、2年生の時も不登校でした。だから去年でこれを比べれば、2年生が多いとなります。3年生はこんなになかったと思います。令和元年度と2年度は、同じ学校です。令和元年度の新学年というのは、令和2年度の学年を言っています。ですから、令和2年度の3と令和元年度の3は同じです。ですから人数はほぼ一緒です。
教育長職務代理者:	ああ、そういうことですか。
教育長:	これも、実際には名前なしで見てもあんまりわかりませんね。学校現場と教育委員会はこの名前をみて、何月はどうだったか、或いは昨年度はどうだったかということで、確認していますが。
教育長職務代理者:	例えば、今の現状が、1年生で何人、2年生で何人、3年生で何人い

代理者：	まず程度で数だけわかれば。
神谷主幹：	ではそれを何日で切りますか。年度末には30日で切りますが、30日休む子も4月から7月までは全く休んでなくて、夏休み明けから休んで年度末に30日超えると不登校に載ってきます。今、委員が言われたように、月ごとに何十日休んだ子というラインをとりあえず作ってやれば、資料ができますけど、何日とそれを切ることがいいのかが。
教育長職務代理者：	ちょっと宿題にさせてください。それをどのようにしたら、皆さんの役に立てるのかを考えます。
神谷主幹：	ぜひ他の皆様からも、こういうことが知りたいということを教えていただけるとヒントが出るのかなと。検証は必要だと思っているのですけれども。
渡邊委員：	今この資料は、欠席になってしまった子の状態ですけど、僕がいつも気にしているのは遅刻です。遅刻がものすごく気になっていて、やっぱり遅刻が続くとそのまま休みになったり来なくなったりというのはあるので、その欠席日数よりは、遅刻の数の把握の方が対応をしやすいのかなと思います。親が言ってきた理由が本当の理由じゃない理由だったりする。親が家でいじめていたりとかというのを含めての、その遅刻というのが一番怖いなと思います。
神谷主幹：	ありがとうございます。
教育長：	学校現場でいう不登校傾向という子達の対応ですね。他に何か要望があればお願いします。
堀委員：	要望ではないですけど、最初に言われた中学校が下がってきた理由がいろいろあるとおっしゃられた、そこだけ教えてください。
神谷主幹：	平成30年に学習支援コンサルタントを配置しました。学びに困っていてつまづいて欠席に繋がりがけている者、その者たちは、大体発達障害等とか、学習障害とか特別な支援を要することが多いです。それらの者に効果的な指導方法のノウハウを持っている者でした。僕が知る限りは、確実に成果が出たのは少なくとも2人。もしかしたら3人4人という効果が出ている者がいるかもしれません。それが30年度。それから適応指導教室ゆうゆうの職員を、相談も含めて、家庭訪問をなささいということで学校に配置をしました。家に引きこもっていたり、なかなか学校で相談のチャンネルがうまく拾えないものを拾うためです。それによって、昨年度、すぐにその者と繋がって学校に来る。ここに名前が上がりますが、前年度よりも欠席日数が減っています。それから今年はスクールソーシャルワーカーを配置して、経済的に困窮してる家庭の中で、ネグレクトまでは行かないにしても、不登校に繋がっているだろうと思われる家庭をひっかけています、大きいところでは、お金をかけるというところはそこですけども、この報告用紙もそうです。以前はこのようなものではなくて、月例報告の右に欠席日数が30日を超えた者の名前と日数があるだけでしたけれども、この報告をしてもらうことに

	よって、学校も具体的に掴もうとしていますし、我々もそれができるようになりました。これらのことだと予測はしていますけれども、わかりません。
堀 委員:	因果関係はわかりませんが、確実に減っているんですね。ありがとうございました。
教 育 長:	不登校の要因はいくらか複雑に絡み合っているんですけど、学習に対する不安ということで不登校になっている子なら、学習の支援をしてやれば、登校できる状況になるケースがあるんですけども、ただ単にそれだけじゃなくて3つも4つもいろんな要因を抱えていて、これだけ除いてやってもまだこれだけの不安があるものだから。だから、学校現場と教育委員会が相談して、あの手この手、品を変え、いろんな方策はとっているんです。その結果1人でも2人でも、そういった状況でなくしてあげるような状況になれば、それはそれでいいのですが、なかなか全部が全部来られるようになるのは難しいというのが現実ですね。
木澤委員:	今の神谷室長の話の中にゆうゆうさんの話が出てきましたが、お母さん達にもよりますが、ゆうゆうさんに見学には行くんだけど、やはりあそこはというお子さん達に何人か出会っているのですが、今、家庭支援に入るとおっしゃいましたよね。それは、ゆうゆうへ行くのは嫌だけど、家に来てくれるならいいよというご家庭なのか、ゆうゆうさんが行きますよという形で、無理強いではないんですが行っているか、状況を教えていただきたいです。
神谷主幹:	ゆうゆうの職員を行かせる目的は、その家庭に行って聞き取りをするということももちろんありますけども、ゆうゆうのことをよくわかっていない。学校から説明するも、なかなか人となりがわからない。どんな人がいるのかもわからないので、その職員が行くことによって、この人ならちょっと相談してみようかなということから、引きこもりからゆうゆうへ、ゆうゆうから学校へ、或いは今まで人と接しなかった方が、少なくとも外部のゆうゆうの職員と、そしてお母様たちの相談活動もそこでしてと言っているというよりは、そういったところから思っています。相談のために行っているというよりは、顔見せのために行っていると言った方がいいのかもしれない。
木澤委員:	結局、親さんと子どもの両方に関わりながら、ゆうゆうさんを知ってもらって、いずれは教室に来れるような状況にするのが目的と言う事ですね、
神谷主幹:	最終目的はそこですけども、学校へ行かないという選択も十分、今の子どもたちはあり得るので、ただ、将来生きていく上においては、人とのコミュニケーションを取れるようにはなって欲しいなと思っているので、そういったことはさせたいと、ゆうゆうの職員とは話しています。
木澤委員:	出席日数との関わりはどのようになりますか。
神谷主幹:	ゆうゆうの職員が訪問した時のものは、今のところは、出席日数に加

	えていないです。ゆうゆうに来た時は出席日数に加えています。それも、校長が決めるところになるので、訪問によってどういったことが行われるかによって、今後は変わってくると思います。
教 育 長:	学校現場からいろんな相談がありまして、例えば、学校には来られないけど家では勉強しているなら、家庭で勉強したものを学校でチェックして、これだけ勉強しましたというなら、それは家庭でも出校した扱いにしてあげればいいんじゃないかというような、これでなければいけないではなくて、この辺りは柔軟に対応するようにはしています。
教育長職務 代理者:	学校に行けてない子が、家庭でやれているかどうかは、僕もすごく大事だと思います。もう1つ、この出現率からしても、確実に中学校では1クラスに1人か2人という人数になると、中学校の教員全員が不登校に対して対応をしているということになると、清長先生のような方を入れて不登校の児童生徒が減っているのであれば、それは非常に有効的であるという検証にもなるかと思います。毎月の不登校の報告に最後の面会日とありますが、あまり学校に来られていない場合は家庭訪問するなどプラスアルファの対応があり、それだけ職員の方の負担にもなると思います。多くの先生が同じような負担を抱えられているのであれば、不登校の児童生徒に対する専門の方をもっと検討していくと、学校の教員の方の業務も軽減されるというか、良いほうに行くのかなと思います。
教 育 長:	他によろしいでしょうか。ありがとうございました。次へいきます。続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明 ・意見質問は特になし
	自 由 討 議
教 育 長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○特になし
	そ の 他
教 育 長:	何かありませんか。
事 務 局:	ありません。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、12月定例教育委員会を終了(11:54)させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 1月27日(水) 13:30 401会議室